

令和 4 年 6 月 1 日

議 案

6 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第2号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 消防ポンプ自動車 2台
- 2 取得の目的 常総市消防団用
- 3 取得の方法 一般競争入札
- 4 取得金額 41,885,096円
- 5 取得の相手方 茨城県古河市幸町1番45号
小池株式会社
代表取締役 小池 裕之

提案理由

本案は、去る5月19日に一般競争入札を行った消防ポンプ自動車の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。

議案第3号

常総市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について

常総市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、予防接種等による健康被害の発生に際し、医学的な見地からの調査、審議等を行う予防接種健康被害調査委員会の委員の要件を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例

常総市予防接種健康被害調査委員会条例（平成2年水海道市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号及び第3号を削り、同条中第4号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) きぬ医師会が推薦する医師 4名

第3条第5号及び第6号を削り、同条第7号中「つくば保健所長」を「本市の区域を管轄する保健所の長」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の常総市予防接種健康被害調査委員会条例第3条第5号又は第6号の規定により常総市予防接種健康被害調査委員会の委員に委嘱されている者（以下「旧委員」という。）は、この条例の施行の日に改正後の第3条第3号の規定による常総市予防接種健康被害調査委員会の委員（以下「新委員」という。）として委嘱されたものとみなす。この場合において、新委員とみなされる者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 改正後の第3条第3号の規定により、この条例の施行の日後から旧委員の任期満了の日前までに初めて委嘱される新委員（前項の規定により新委員とみなされる者を除く。）の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

議案第4号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、予防接種健康被害調査委員会の委員に係る報酬の額を改めるため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

常総市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 予防接種健康被害調査委員会の委員の項を削る。

別表第2 介護認定審査会の委員の部の次に次のように加える。

予防接種健康被害調査委員会の委員	日額	20,000円	一般職
------------------	----	---------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
西9	崎房932-5	崎房2081-5

提案理由

本案は、崎房地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第6号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3230	旧	坂手町4902	旧	坂手町7826
	新	坂手町4902	新	坂手町7764

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、その一部が道路としての利用がなく、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その終点の位置を変更する必要があるため、これを提出する。

議案第7号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6036	坂手町7825	坂手町7826-4

提案理由

本案は、議案第6号において変更する市道3230号線の一部について、払下げの要望のある部分を除いた現道の部分を改めて市道として認定するため、これを提出する。